

山梨県東京オリンピック・パラリンピック推進本部設置要綱

(設置)

第1条 2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に係る施策を総合的かつ計画的に推進を図るため、山梨県東京オリンピック・パラリンピック推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(組織)

第2条 本部は、本部会議及び幹事会をもって構成する。

(本部の構成)

第3条 本部に本部長、本部長代理及び副本部長を置く。

2 本部長は知事を、本部長代理は副知事を、副本部長はスポーツ振興局長をもって充てる。

(本部会議)

第4条 本部会議は、次の事項を協議する。

- (1) 東京オリンピック・パラリンピックに係る情報収集及び提供に関すること。
- (2) 東京オリンピック・パラリンピックに向けた事前合宿等の誘致に関すること。
- (3) 東京オリンピック・パラリンピックに向けた観光戦略に関すること。
- (4) 東京オリンピック・パラリンピックの開催決定を契機としたスポーツ振興に関すること。
- (5) その他東京オリンピック・パラリンピックに関連する施策の推進に関すること。

2 本部会議の構成員は、別表第一に掲げる職にある者をもって充てる。

3 本部会議は、本部長が招集し、総理する。

(幹事会)

第5条 幹事会は、次の事項を所掌する。

- (1) 本部会議から指示された事項の調査・検討に関すること。
 - (2) 各部局間の関連施策の調整・推進に関すること。
- 2 幹事会の構成員は、別表第二に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事会に幹事長を置き、スポーツ振興局理事をもって充てる。
- 4 幹事会は、協議すべき事項に係る構成員を幹事長が招集し、掌理する。
- 5 幹事長は、必要と認めるときは、構成員以外の者に対し幹事会への出席を求めることができる。

(専門部会等)

第6条 特別の事項又は専門的な事項を調査・検討又は実施するため、幹事会に専門部会又は連絡会議を置くことができる。

2 専門部会又は連絡会議の構成員、職務その他必要な事項は、副本部長が定める。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、スポーツ振興局スポーツ振興課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、副本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年11月22日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

この要項は、令和3年10月8日から施行する。

別表第一（本部会議）

本部長	知事
本部長代理	副知事
副本部長	スポーツ振興局長
本部員	感染症対策統括官
	知事政策補佐官
	地域ブランド統括官
	知事政策局長
	県民生活部長
	リニア未来創造局長
	総務部長
	防災局長
	福祉保健部長
	子育て支援局長
	林政部長
	環境・エネルギー部長
	産業労働部長
	観光文化部長
	農政部長
	県土整備部長
	会計管理者
公営企業管理者	
教育長	
警察本部長	

別表第二（幹事会）

幹事長	スポーツ振興局 理事	
幹事	知事直轄組織	感染症対策推進監
	知事政策局	政策参事
	スポーツ振興局	スポーツ振興課長
	県民生活部	県民生活総務課長
	リニア未来創造局	リニア未来創造・推進課長
	総務部	人事課長
	防災局	防災危機管理課長
	福祉保健部	福祉保健総務課長
	子育て支援局	子育て政策課長
	林政部	林政総務課長
	環境・エネルギー部	環境・エネルギー政策課長
	産業労働部	産業政策課長
	観光文化部	観光文化政策課長
	農政部	農政総務課長
	県土整備部	県土整備総務課長
	出納局	会計課長
	企業局	総務課長
教育委員会	総務課長	
警察本部	警務課長	